

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第103号

京都市消防局職員厚生会規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員厚生会規則の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「地方公務員等共済組合法第2条第1項第5号に規定する」を「京都市職員給与条例に定める」に、「1,000分の7.5」を「1,000分の5」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)